

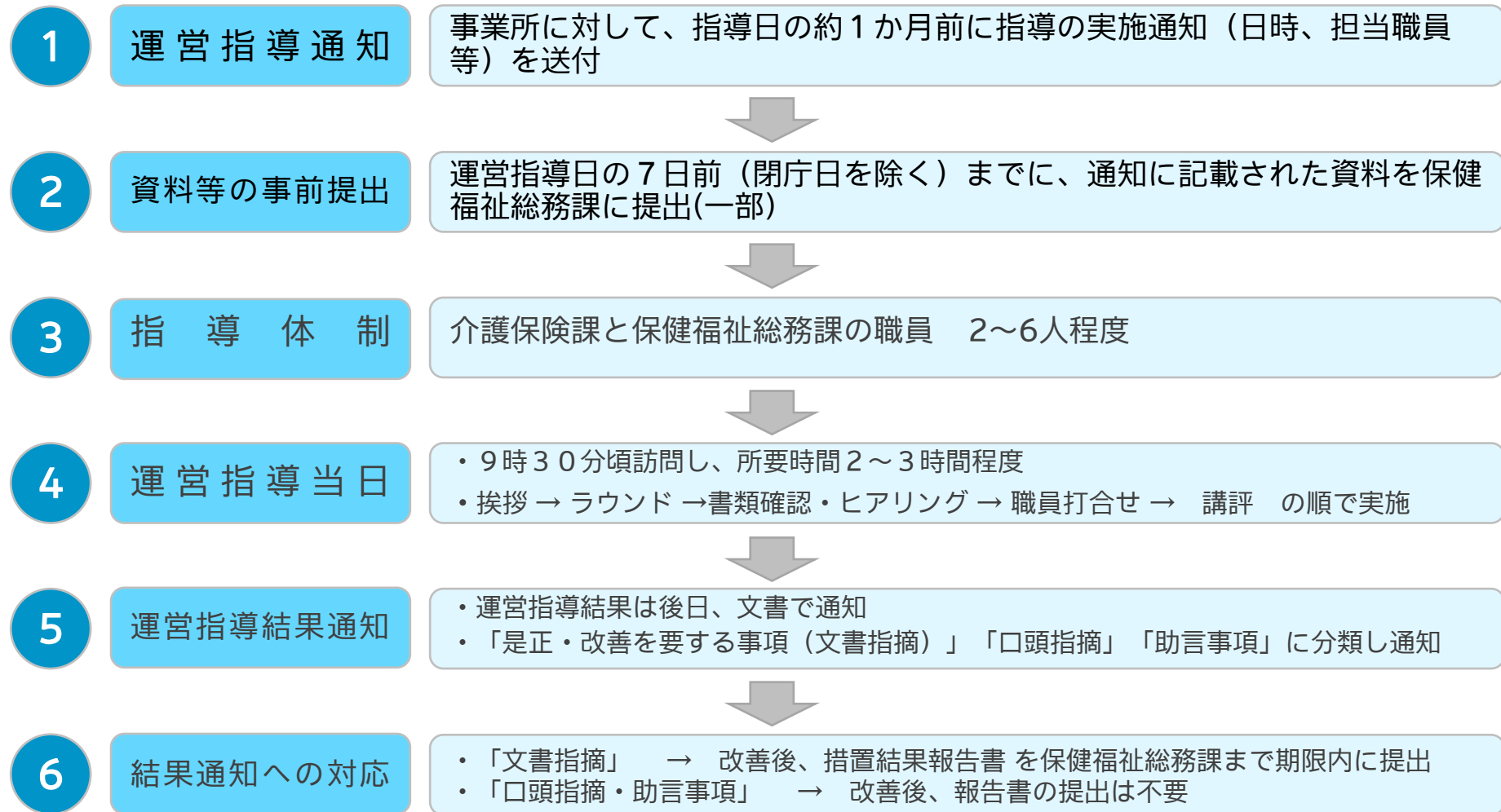
介護サービス事業者等集団指導

「運営指導における主な指摘事項等について」

令和8(2026)年6月

郡山市 保健福祉総務課 福祉監査室

運営指導の流れ



運営指導に係る令和7(2025)年度の実績と令和8(2026)年度の予定

種別	サービス種別	令和7年度実績			令和8年度予定		
		対象数	実施数	実施率(%)	対象数	実施数	実施率(%)
居宅サービス	居宅介護支援	69	13	18.8	70	11	15.7
	介護予防支援	17	0	0.0	17	2	11.8
	訪問介護	57	11	19.3	58	15	25.9
	訪問入浴	9	2	22.2	9	1	11.1
	訪問看護	52	11	21.2	51	10	19.6
	訪問リハビリテーション	13	4	30.8	14	2	14.3
	通所介護	52	7	13.5	51	6	11.8
	通所リハビリテーション	18	4	22.2	17	3	17.6
	短期入所生活介護	30	7	23.3	30	11	36.7
	短期入所療養介護	10	2	20.0	10	3	30.0
	特定施設入居者生活介護	15	4	26.7	16	3	18.8
	福祉用具貸与	19	3	15.8	19	4	21.1
	福祉用具販売	19	3	15.8	19	4	21.1
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11	1	9.1	11	2
地域密着型通所介護		59	8	13.6	57	13	22.8
認知症対応型通所介護		7	0	0.0	7	1	14.3
小規模多機能型居宅介護		37	11	29.7	37	5	13.5
認知症対応型共同生活介護		51	13	25.5	51	9	17.6
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		6	2	33.3	5	1	20.0
地域密着型特定施設入居者生活介護		2	1	50.0	2	0	0.0
看護小規模多機能型居宅介護		1	1	0.0	1	0	0.0
施設サービス	介護老人福祉施設	17	3	17.6	18	8	44.4
	介護老人保健施設	7	2	28.6	7	3	42.9
	介護医療院	4	0	0.0	4	1	25.0
合 計		582	113	19.4	581	118	20.3

令和7(2025)年度「運営指導」における指摘件数及び指摘内容 その1

■サービス別指摘件数

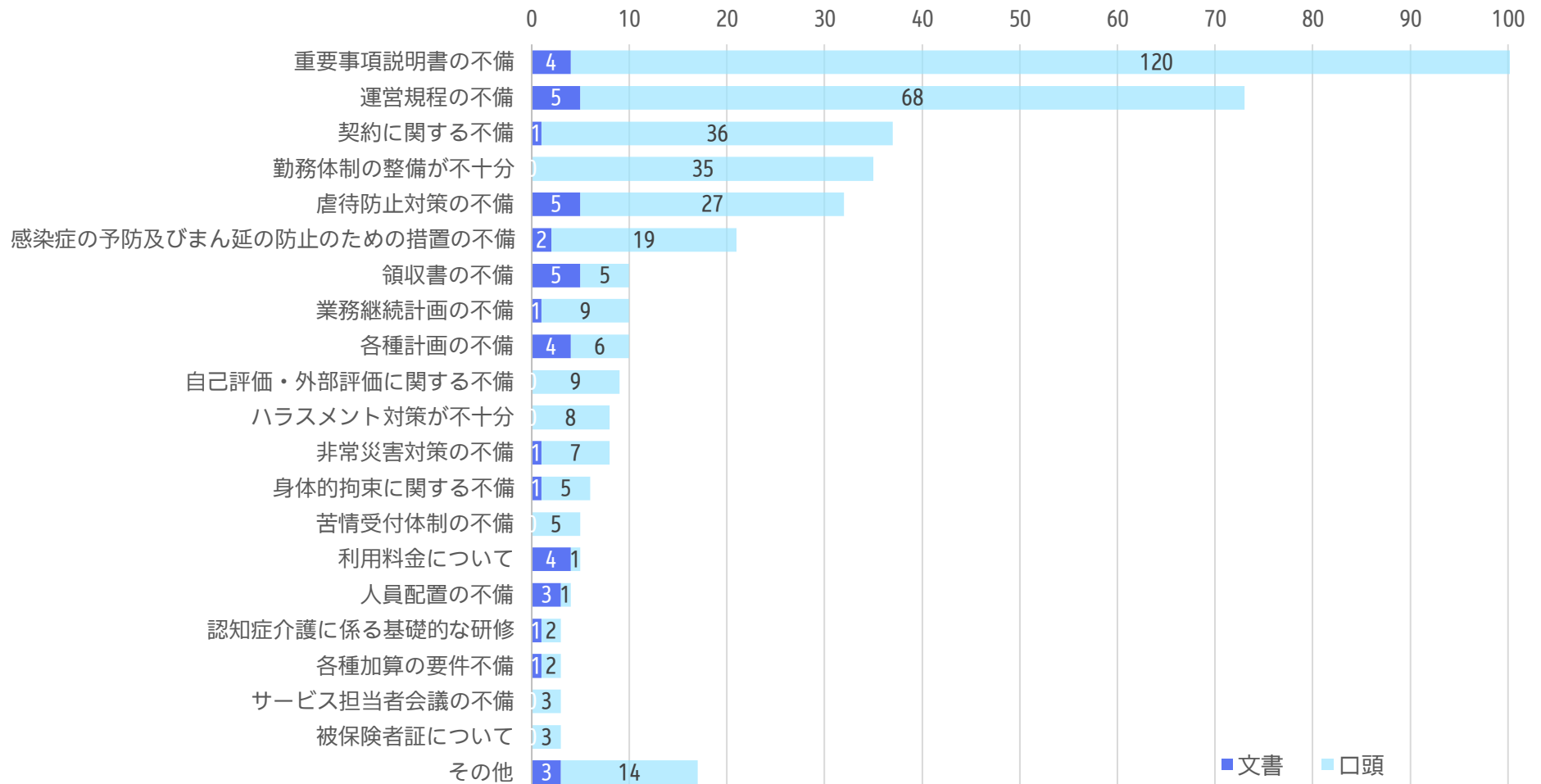
種別	サービス種別	文書	口頭
居宅サービス	居宅介護支援	5	37
	介護予防支援	0	0
	訪問介護	17	65
	訪問入浴	0	7
	訪問看護	0	34
	訪問リハビリテーション	0	8
	通所介護	2	33
	通所リハビリテーション	1	9
	短期入所生活介護	2	20
	短期入所療養介護	0	6
	特定施設入居者生活介護	1	10
	福祉用具貸与	0	8
福祉用具販売	0	8	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	3
	地域密着型通所介護	7	46
	認知症対応型通所介護	0	0
	小規模多機能型居宅介護	1	26
	認知症対応型共同生活介護	3	37
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	4
	地域密着型特定施設入居者生活介護	1	2
	看護小規模多機能型居宅介護	0	6
施設サービス	介護老人福祉施設	1	10
	介護老人保健施設	2	6
	介護療養型医療施設	0	0
	介護医療院	0	0
	合計	41	385

■指摘（文書指摘及び口頭指摘）件数及び指摘内容

指摘項目	件数	主な指摘内容
重要事項説明書の不備	124	記載すべき事項の漏れ又は誤り並びに他書類・実態との不整合
運営規程の不備	73	記載すべき事項の漏れ又は誤り並びに他書類・実態との不整合
契約に関する不備	37	契約書の記載事項の誤り等
勤務体制の整備が不十分	35	勤務表上、勤務の内容、勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務の状況等が不明確
虐待防止対策の不備	32	対策検討委員会の未設置、指針の未整備、研修の未実施、担当者の未設置
感染症の予防及びまん延の防止のための措置の不備	21	感染症対策検討委員会の未開催、指針の未整備、研修の未実施
領収書の不備	10	医療費控除の記載不明確
業務継続計画の不備	10	業務継続計画の未策定、研修の未実施
各種計画の不備	10	口腔ケア計画の未作成、利用者の同意漏れ、計画書の未交付、実態との不整合
自己評価・外部評価に関する不備	9	自己評価・外部評価を実施していない、公表していない等
ハラスメント対策が不十分	8	ハラスメント防止の方針の明確化の未実施、相談窓口の未設置、労働者への未周知
非常災害対策の不備	8	消防計画等の不備、避難訓練の未実施
身体的拘束に関する不備	6	指針の内容不足、委員会の結果の従業者への未周知、担当者不明確
苦情受付体制の不備	5	苦情記録の未記載、苦情受付体制の揭示漏れ
利用料金について	5	書面で同意をとっていない等
人員配置の不備	4	機能訓練指導員、生活相談員、介護職員等の配置基準の不適合
認知症介護に係る基礎的な研修	3	認知症介護に係る基礎的な研修の未受講
各種加算の要件不備	3	介護職員等処遇改選加算、機能向上加算、特定事業者加算A等に係る要件の不備
サービス担当者会議の不備	3	サービス担当者会議の記録の不備
被保険者証について	3	被保険者証への記載漏れ
その他	17	アセスメント実施不足、モニタリング未実施、運営推進会議回数不足、入浴の不備、秘密保持の不備等

令和7(2025)年度「運営指導」における指摘件数及び指摘内容 その2

介護保険施設等運営指導の指摘等件数及び指摘内容



① 重要事項説明書の不備

重要事項説明書に記載すべき事項

- ① 運営規程の概要
- ② 従業者の勤務体制
- ③ 事故発生時の対応
- ④ 苦情処理の体制・苦情受付窓口（苦情受付担当者、苦情解決責任者、市連絡先(介護保険課・地域包括ケア推進課)、福島県国民健康保険団体連合会、福島県運営適正化委員会を記載）
- ⑤ **提供するサービスの第三者評価の実施状況**（実施の有無等）
- ⑥ 事業所の名称、運営主体及び所在地
- ⑦ 提供する介護サービスの内容
- ⑧ サービス提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ⑨ その他 運営規程同様**虐待の防止のための措置に関する事項**、緊急時の対応等

重要事項説明書は、サービスごとに明記しなければならない事項が異なることから、各事業所で整備し、入口付近での書面掲示（ファイル備え付けも可）に加え、原則として**ウェブサイトに掲載**してください。（令和7年4月1日から義務化）

また、**運営規程**や**契約書**との記載内容が異なることのないよう整合を図ってください。

全事業所共通指摘事項 ②-1 運営規程の不備

運営規程に明記すべき事項

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 緊急時等における対応方法
- ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 (次ページ参照)
- ⑧ 運営に関する重要事項 (苦情解決の体制や身体拘束を行う際の手続き 等)
- ⑨ その他 (サービスの利用に当たっての留意事項、非常災害対策 等)

運営規程については、サービスごとに明記しなければならない事項が異なることから、各事業所で確認願います。また、**重要事項説明書**や**契約書**との記載内容が異なることのないよう整合を図ってください。
なお、**変更から10日以内に介護保険課又は地域包括ケア推進課へ届出をお願いします。**

全事業所共通指摘事項 ②-2 運営規程の不備（虐待防止）

運営規程における虐待防止のための措置について明記すべき事項

- ①虐待の防止のための対策を検討する**委員会の設置**及びその結果について**従業員に周知徹底**する
- ②虐待の防止のための**指針を整備**する
- ③従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための**研修を実施**する
- ④虐待の防止に関する**担当者**を定める
- ⑤虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法

重要事項説明書にも同様の記載をお願いします。

③ 勤務体制の整備が不十分

◆事業者は、利用者に対し、適切な介護サービスが提供できるよう、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしなければならない。

勤務表に明記すべき事項

- ① 従業員の日々の勤務体制（勤務時間等）
- ② 常勤・非常勤の別
- ③ 管理者等との兼務関係
- ④ 職務の内容（一部のサービス）
- ⑤ サービス提供責任者である旨（一部のサービス）

※**兼務職員**（管理者兼生活相談員等）については、兼務関係がわかるよう、**勤務表内で分けて**記載してください。

◆事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。（令和4年4月1日から全事業所で義務化）

事業者が講ずるべき措置

- ①職場におけるハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならない旨の**方針・相談窓口等を明確化し、従業員に周知**すること。
- ②また、**カスタマーハラスメント**及び**求職者等に対するセクシャルハラスメント**についても、同様の措置が令和8年10月1日から義務化されるので怠りなく対応すること。

全事業所共通指摘事項 ④ 虐待防止対策の不備

◆事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

①虐待の防止のための対策を検討する**委員会**（テレビ電話装置等の活用可）を定期的を開催し、その結果について**従業員に周知徹底**すること。

②虐待の防止のための**指針**を整備すること。

③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための**研修を実施**すること。

（特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院：**年2回以上**、その他：**年1回以上**）

④虐待の防止に関する**担当者**を定めること。

【指針に盛り込むべき項目】

- イ.虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ.虐待防止等検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ.職員研修に関する基本方針
- ニ.虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ.虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ヘ.成年後見人制度の利用支援に関する事項
- ト.虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ.利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ.その他虐待の防止の推進のために必要な事項

委員会の議事録、研修の記録、担当者には辞令を交付するなど記録を残し、事業所内で周知してください。

複数事業所共通指摘事項 ⑤－1 感染症の予防及びまん延の防止のための措置の不備

対象：地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院を除く全サービス

◆事業者は感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げる措置を講じなければならない。

①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

②感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

③感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練

※特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

：委員会 6月に1回以上、研修年2回以上、訓練年2回以上

※その他：委員会 6月に1回以上、研修年1回以上、訓練年1回以上

【指針の項目例】

- ①感染症の予防及びまん延防止の基本的考え方
- ②感染症の予防及びまん延防止のための検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③職員研修に関する基本方針
- ④平常時の対策として、事業所内の衛生管理、ケアに係る感染対策等
- ⑤発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大防止、医療機関や保健所、市町村等の関係機関との連携、行政等への報告等
- ④発生時の事業所連絡体制、関係機関への連絡体制を明記

委員会の議事録、研修の記録及び訓練の記録を残し、事業所内で周知して下さい。

複数事業所共通指摘事項 ⑤－２ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置の不備

対象：地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

◆事業者は感染症の及び食中毒の予防及びまん延防止のために、次に掲げる措置を講じなければならない。

①感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に（おおむね3月に1回以上）開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

②感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

③感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を実施すること。（年2回以上）

④感染症の予防及びまん延防止のための訓練を実施すること。（年2回以上）

【指針の項目例】

- ①感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の基本的考え方
- ②感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③職員研修に関する基本方針
- ④平常時の対策として、事業所内の衛生管理、ケアに係る感染対策等
- ⑤発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大防止、医療機関や保健所、市町村等の関係機関との連携、行政等への報告等
- ④発生時の事業所内の連絡体制、関係機関への連絡体制を明記

委員会の議事録、研修の記録及び訓練の記録を残し、事業所内で周知して下さい。

全事業所共通指摘事項 ⑥業務継続計画の不備

◆事業者は、**感染症や非常災害**の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための**業務継続計画**を策定し、次の措置を講じなければならない。

- ①従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な**研修及び訓練**を定期的 to 実施する。
- ②定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて**業務継続計画の変更**を行う。

※特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院：研修**年2回**以上、訓練**年2回**以上
※その他：研修**年1回**以上、訓練**年1回**以上

「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」、各種ひな形のリンク(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

研修の記録及び訓練の記録を残し、事業所内で周知して下さい。

⑦身体拘束等の適正化の不備

対象：短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

◆事業者は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的（3か月に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。

【指針に盛り込むべき項目】

- ①事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ②身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④事業者内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他身体拘束等の適正化の推進の適正化の推進のために必要な基本方針

委員会の議事録、研修の記録及び訓練の記録を残し、事業所内で周知して下さい。

サービス種別毎の指摘事項（指摘があったサービス種別のみ）

以下ではサービス種別毎に見られた指摘事項をいくつか挙げています。

1 【居宅介護支援】

No.	項目	指摘概要
1	苦情処理について	苦情の相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順について、ウェブサイトに掲載すること。
2	居宅サービス計画の不備について	居宅サービス計画に、訪問看護等医療サービスを位置付ける場合に、主治医の指示があることを確認し、記録として残すこと。
3	職員の質の向上のための研修について	職員の質の向上のための研修の機会を確保すること。
4	サービス担当者会議について	サービス担当者会議は開いているものの、照会の記録しか確認できなかった。原則現地での対面による開催になるため、照会ではなく、対面での開催に改めること。

サービス種別毎の指摘事項（指摘があったサービス種別のみ）

2 【訪問介護】

No.	項目	指摘概要
1	業務継続計画について	業務継続計画について、必要な研修及び訓練を年に1回以上実施し、記録をすること。
2	苦情処理について	苦情の相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順について、ウェブサイトに掲載すること。
3	領収書について	領収書の記載について、医療費控除額の対象となる額を明示し、記載すること。
4	秘密保持について	利用者の個人情報利用の同意について、重要事項説明書において得ていたが、「説明を受けた」という文言のみであるので、「個人情報の利用について同意した」という文言を追記するか、別途「個人情報利用同意書」を作成し同意を得ること。
5	サービス担当者会議について	サービス担当者会議の記録について、欠席した際に事業所として回答した記録はあったが、担当者会議全体の記録がなかったため、居宅介護事業所から記録を入手し、利用者におけるサービス利用状況等の把握に努めること。
6	介護計画について	通院等乗降介助の訪問介護計画書の作成について利用者の同意欄を設け、同意を得ること。
7	介護報酬改定に伴う変更内容の同意について	介護報酬改定に伴う変更内容の同意について、令和6年度報酬改定に伴い、利用料金の変更があったが、利用者に変更内容の同意を得ていないため、変更契約書や同意書等、書面により変更内容について同意を得ること。

サービス種別毎の指摘事項（指摘があったサービス種別のみ）

3 【訪問リハビリテーション】

No.	項目	指摘概要
1	領収書について	実際は利用者全員に領収書を交付しているが、契約書には利用者から申し出があった場合に発行すると記載されていたため、修正すること。

4 【訪問看護】

No.	項目	指摘概要
1	領収書について	領収書の記載について、医療費控除額の項目がないため、記載すること。
2	訪問看護計画について	訪問看護計画について、利用者の同意の記載がないものが見受けられたので、計画作成時には、同意の記録を残すこと。
3	ケアプランについて	ケアプランに記載されている訪問日とサービス計画に記載されている訪問日に差異があるケースがあるため、ケアマネジャーと相談の上、必要の場合は修正すること。

サービス種別毎の指摘事項（指摘があったサービス種別のみ）

5 【通所介護】

No.	項目	指摘概要
1	業務継続計画について	業務継続計画について、策定はされているが、研修及び訓練については行っていないとのことなので、研修及び訓練を年1回以上定期的に実施し、記録に残すこと。

6 【通所リハビリテーション】

No.	項目	指摘概要
1	領収書の交付について	サービス料金の支払いが口座振替の利用者に対し、領収書を交付していないため、領収書を作成し、交付すること。
2	領収書の様式について	領収証の様式について、次のとおり修正すること。 (1) 医療費控除の額を明示して記載すること。 (2) サービス利用料の総額を明示して記載すること。

サービス種別毎の指摘事項（指摘があったサービス種別のみ）

7 【短期入所生活介護】

No.	項目	指摘概要
1	避難訓練について	令和〇年〇月〇日を最後に避難訓練が実施されていないので、年2回以上実施すること。そのうち1回は夜間を想定した訓練を実施すること。
2	自己評価について	自ら提供する短期入所生活介護の質の評価を行い、改善を図ること。
2	居宅サービス計画に沿った短期入所生活介護計画の作成及びサービスの提供について	短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成され、居宅サービス計画に沿ったサービス提供をしなければならないが、令和4年4月以降の居宅サービス計画がないものがあり、居宅サービス計画に沿ったものであるかを確認できなかったため、確認すること。
4	生活相談員の配置について	生活相談員について、前年度利用者平均値によると、常勤換算で1人以上の配置が必要であるが、急な退職により令和7年12月1日から人員基準を満たしていない。新規の生活相談員確保の見通しはあるとのことではあるが、速やかに必要な人員を配置すること。

サービス種別毎の指摘事項（指摘があったサービス種別のみ）

8 【短期入所療養介護】

No.	項目	指摘概要
1	サービス計画について	短期入所療養介護のサービス計画について、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。

9 【特定施設入居者生活介護】

No.	項目	指摘概要
1	口腔・栄養スクリーニング加算について	口腔・栄養スクリーニング加算について利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、記録を残すこと。
2	自己評価について	自ら提供する特定施設入居者生活介護（介護予防含む）の質の評価を行い、改善を図ること。

サービス種別毎の指摘事項（指摘があったサービス種別のみ）

10 【介護老人福祉施設】

No.	項目	指摘概要
1	入所検討委員会について	施設としての入所を決定する根拠となる規程を整備すること。
2	利用料金について	「協力医療機関連携加算（I）」をとっているが、令和7年4月1日以降の単位数変更（100単位から50単位に変更）について、利用者又はその家族に対して、利用料金変更の同意を得ていないため、同意をもらうこと。

11 【介護老人保健施設】

No.	項目	指摘概要
1	消防設備の法定点検について	消防設備の法定点検について、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までに3回実施した点検で、スプリンクラー、非常放送設備、避難器具及び誘導灯の4種について結果「不良」が続いているため、速やかに修繕すること。
2	経口維持計画書について	経口維持計画書について、対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。

サービス種別毎の指摘事項（指摘があったサービス種別のみ）

1 2 【地域密着型通所介護】

No.	項目	指摘概要
1	生活相談員の配置について	生活相談員については、サービス提供日ごとに勤務延時間数をサービス提供時間で除して得た数が1以上となるように配置しなければならないが、従業者が急に休んだことで1未満となる日があった。必要な人員を配置し、従業者の急病等にも対応可能な体制を確保すること。
2	非常災害対策について	非常災害対策のため、次の措置を講ずること。 (1) 消防計画はあるものの、非常災害に関する具体的計画（風水害、地震等の災害に対処するための計画）は策定されていなかったため策定すること。 (2) 避難訓練について、ここ数年間実施していなかった。宿泊サービスを実施していることも踏まえ、日中だけでなく夜間想定も含め定期的に（年2回以上）実施し、記録に残すこと。 (3) 台所の消火器の前に柵が固定されて使用できない状態なので、適切に使用できる状態にすること。
3	運営推進会議について	運営推進会議をここ数年間開催していなかった。利用者、その家族、地域住民の代表者、市町村職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者などにより構成される協議会（運営推進会議）を速やかに設置し、おおむね6月に1回以上は活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望・助言を聴く機会を設けること。
4	通所介護計画について	通所介護計画の内容に機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載すること。（個別機能訓練計画を参照する形式でも可）
5	領収書について	領収書の交付について、利用者から申し出がある場合に限らず作成し、交付すること。

サービス種別毎の指摘事項（指摘があったサービス種別のみ）

1 2 【地域密着型通所介護】

No.	項目	指摘概要
6	個別機能訓練加算の算定要件について	個別機能訓練加算の算定要件について、3月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行うこととなっているが、半年に一回しか訪問していないため3月ごとに一回以上訪問すること。
7	秘密保持について	秘密保持について、次の措置を講ずること。 （1）従業員の秘密保持について、従業員又は従業員であった者が業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないように、誓約書を徴するなど必要な措置を講ずること。 （2）個人情報利用同意書について、日付やチェックが漏れているものがあったので、漏れないようにすること。
8	事故報告について	送迎時に利用者が転倒し、医療機関を受診した事故について、市に事故報告書を提出すること。

サービス種別毎の指摘事項（指摘があったサービス種別のみ）

1 3 【小規模多機能型居宅介護】

No.	項目	指摘概要
1	非常災害対策について	風水害に対処するための計画を策定すること。
2	業務継続計画について	業務継続計画について、次のとおり対応すること。 （1）業務継続計画に基づく必要な研修及び訓練を年1回以上実施し、記録すること。 （2）業務継続計画の管理者氏名が古いままであるので、定期的に見直し・変更をすること。
3	緊急時の対応について	重要事項説明書及び契約書の緊急時の対応の記載が空欄になっている方が見受けられたため、記載漏れが無いようにすること。
4	サービス担当者会議について	サービス担当者会議を行う際に医療関係者にも意見を求めているものの、正式な記録として綴っていないため、医療関係者の記録も担当者会議の記録として残すこと。

サービス種別毎の指摘事項（指摘があったサービス種別のみ）

1 4 【認知症対応型共同生活介護】

No.	項目	指摘概要
1	サービス提供の記録について	サービス提供の記録について、入居に際して、入居年月日及び入居施設名称を利用者の被保険者証に記載する必要があるが、入居年月日の記載のないものがあったことから記載すること。
2	被保険者証について	利用者の被保険者証に入居年月日及び事業所の名称を記載すること。
3	自己評価及び外部評価について	自己評価・外部評価の結果の適切な公表について (1) 自己評価・外部評価の結果について、利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記載した文書に添付の上、説明すること。 (2) 自己評価・外部評価の結果について、利用者及び利用者の家族へ手交若しくは送付等により提供を行うこと。
4	非常災害対策について	風水害に対処するための計画を策定すること。
5	領収証の交付について	支払方法に関わらず、利用者全員に領収証を交付すること。
6	業務継続計画について	業務継続計画について、次のとおり対応すること。 (1) 業務継続計画に基づく必要な研修及び訓練を年1回以上実施し、記録すること。 (2) 業務継続計画の管理者氏名が古いままであるので、定期的に見直し・変更をすること。
7	入浴について	やむを得ない事情で入浴が未実施となった際は、理由も含めて記録に残すこと。

サービス種別毎の指摘事項（指摘があったサービス種別のみ）

1 5 【地域密着型特定施設入居者生活介護】

No.	項目	指摘概要
1	被保険者証への記載事項について	入所開始に際しては、開始年月日及び施設の名称を、退所に際しては、終了年月日を利用者の被保険者証に記載すること。